

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

管理 No.	K109
--------	------

所管部署：都市整備部 開発指導課  
 （審査係 / 内線：3392）

根拠区分	法律 条例	
許認可等の名称	開発行為の許可	
処分権者	奈良市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	都市計画法  (昭和43年 法律第100号)
	根拠規定条項	第29条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	都市計画法  (昭和43年 法律第100号)
	基準規定条項	第35条第1項、2項
	審査基準	(許可又は不許可の通知) 第35条 都道府県知事は、開発許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。  2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。
標準処理期間 (経由機関の日数)	受付日より約25から80日間	
本票の作成日	平成29年2月15日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成19年11月30日改正（法律第46号）	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	